

足立区バリアフリー地区別計画 (綾瀬・北綾瀬周辺地区編) 素案

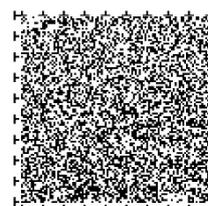
令和5年11月



足立区都市建設部都市建設課
ユニバーサルデザイン担当課

概要版

この表紙は音声コード付きです。右のマークが音声コードです。
専用の読み上げ装置を使用して読み取ることで、音声で内容を聞き取る
ことができます。



バリアフリー地区別計画の策定

■ バリアフリー基本構想とは

急速な高齢化と少子化が同時進行し、人口減少社会を迎えた我が国では、誰もが社会活動に参加し、自己実現するための施策が求められています。平成18年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」という。）第25条では、「駅周辺など高齢者、障がい者等が利用する施設が集まる地区において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、区市町村が「バリアフリー基本構想」を作成するよう努めるもの」とされています。

■ 足立区におけるバリアフリー基本構想

足立区では、平成28年7月に、「足立区バリアフリー推進計画（重点整備地区選定の考え方）」をまとめました。この計画では、対象地域内の面的なバリアフリー化の必要性及び効果が高い地域として10地域を選定し、これらの地域を対象に、今後の開発の動向を踏まえつつ、必要に応じてバリアフリー法第2条24号に規定する重点整備地区を定め、「足立区バリアフリー地区別計画」を策定することとしています。

なお、「足立区バリアフリー推進計画（重点整備地区選定の考え方）」と「足立区バリアフリー地区別計画」を合わせて、バリアフリー法第25条に規定するバリアフリー基本構想として位置付けています。

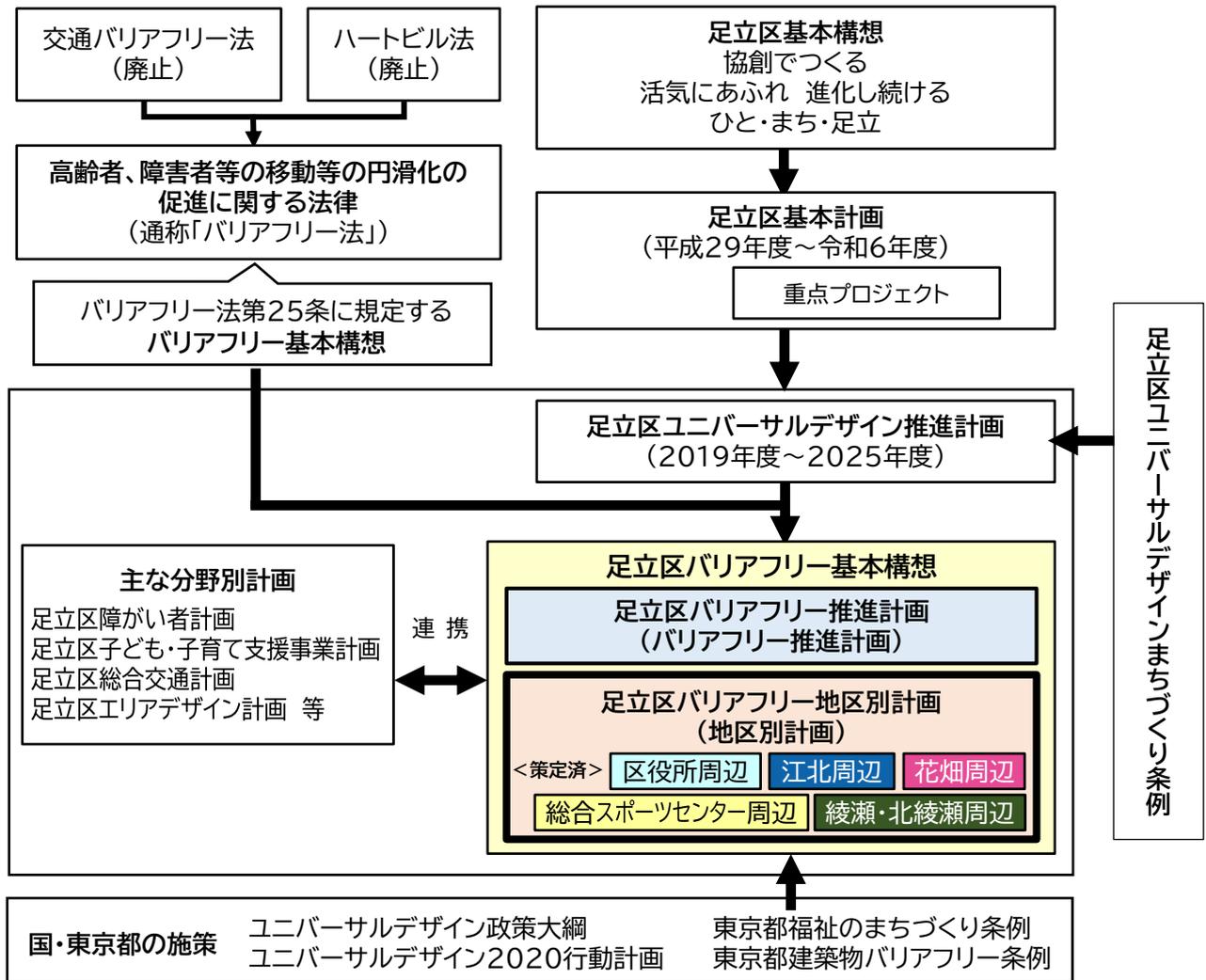
■ バリアフリー地区別計画における生活関連施設・経路・重点整備地区の設定

バリアフリー地区別計画では、バリアフリー法に定義された内容に基づき、以下のア～オを設定して重点的かつ面的なバリアフリー化を進めます。

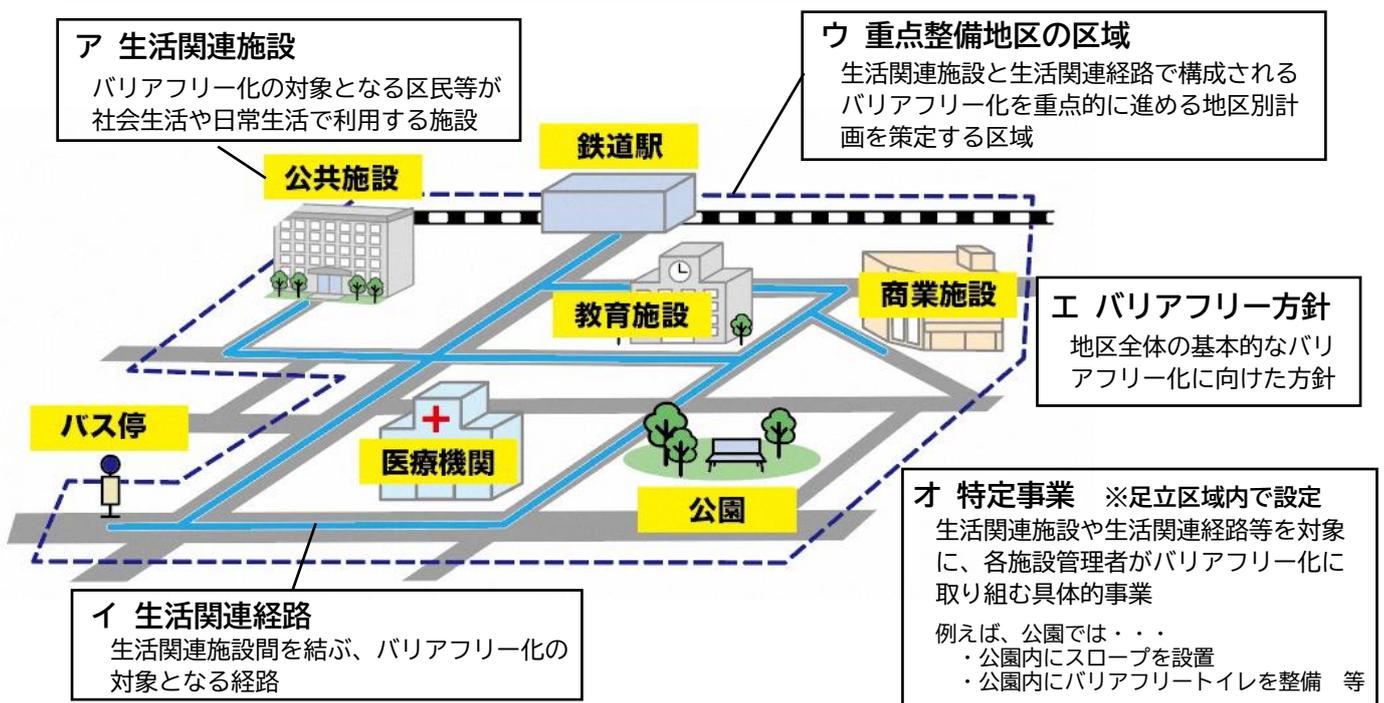
ア	生活関連施設 (法第2条第23号イ)	バリアフリー化の対象となる区民等が社会生活や日常生活で利用する施設
イ	生活関連経路 (法第2条第23号ロ)	生活関連施設間を結ぶ、バリアフリー化の対象となる経路
ウ	重点整備地区 (法第2条第24号)	生活関連施設と生活関連経路で構成されるバリアフリー化を重点的に進める地区別計画を策定する区域
エ	バリアフリー方針	地区全体の基本的なバリアフリー化に向けた方針
オ	特定事業 (法第2条第25号)	生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各施設管理者がバリアフリー化に取り組む具体的事業

※法：バリアフリー法

■ バリアフリー地区別計画の位置づけ・体系



■ バリアフリー地区別計画で定める内容



綾瀬・北綾瀬周辺地区におけるバリアフリー地区別計画の策定

■ バリアフリー地区別計画（綾瀬・北綾瀬周辺地区編）の策定

「足立区バリアフリー推進計画（重点整備地区選定の考え方）」で選定された10地域のうちのひとつである綾瀬・北綾瀬周辺地区は、令和3年12月に「綾瀬ゾーンエリアデザイン計画」、平成31年3月に「北綾瀬ゾーンエリアデザイン計画」が策定されました。「綾瀬ゾーンエリアデザイン計画」では、“選ばれ続け・住み続けたい綾瀬に”をテーマに、綾瀬駅東口駅前の整備をはじめとした事業が実施されています。「北綾瀬ゾーンエリアデザイン計画」では、“北綾瀬駅周辺の活性化”をテーマに、北綾瀬駅及びその周辺の整備をはじめとした事業が実施されています。また、令和4年5月には、区が内閣府による「SDGs未来都市」と「自治体SDGsモデル事業」にダブル選定され、綾瀬エリアをモデル地域として取組が進行しつつあります。この地域の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、バリアフリー法に基づく重点整備地区を定め、「足立区バリアフリー地区別計画（綾瀬・北綾瀬周辺地区編）」の策定に至りました。

■ バリアフリー地区別計画（綾瀬・北綾瀬周辺地区編）の基本方針

本計画では、バリアフリー法等の法令・基準や地区内の現状を踏まえ、以下の3点を綾瀬・北綾瀬周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針とします。

基本方針1

綾瀬駅及び北綾瀬駅を中心とした徒歩圏において、不特定多数の人が利用する施設とそれらの施設間を結ぶ道路を対象とした面的なバリアフリー化を推進する。

基本方針2

高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が綾瀬駅及び北綾瀬駅等の公共交通から周辺施設に円滑に移動できるように、バリアフリー化された歩行空間ネットワークを形成する。なお、区外の公共施設についても、隣接する自治体（葛飾区）と協力しながらネットワークを形成する。

基本方針3

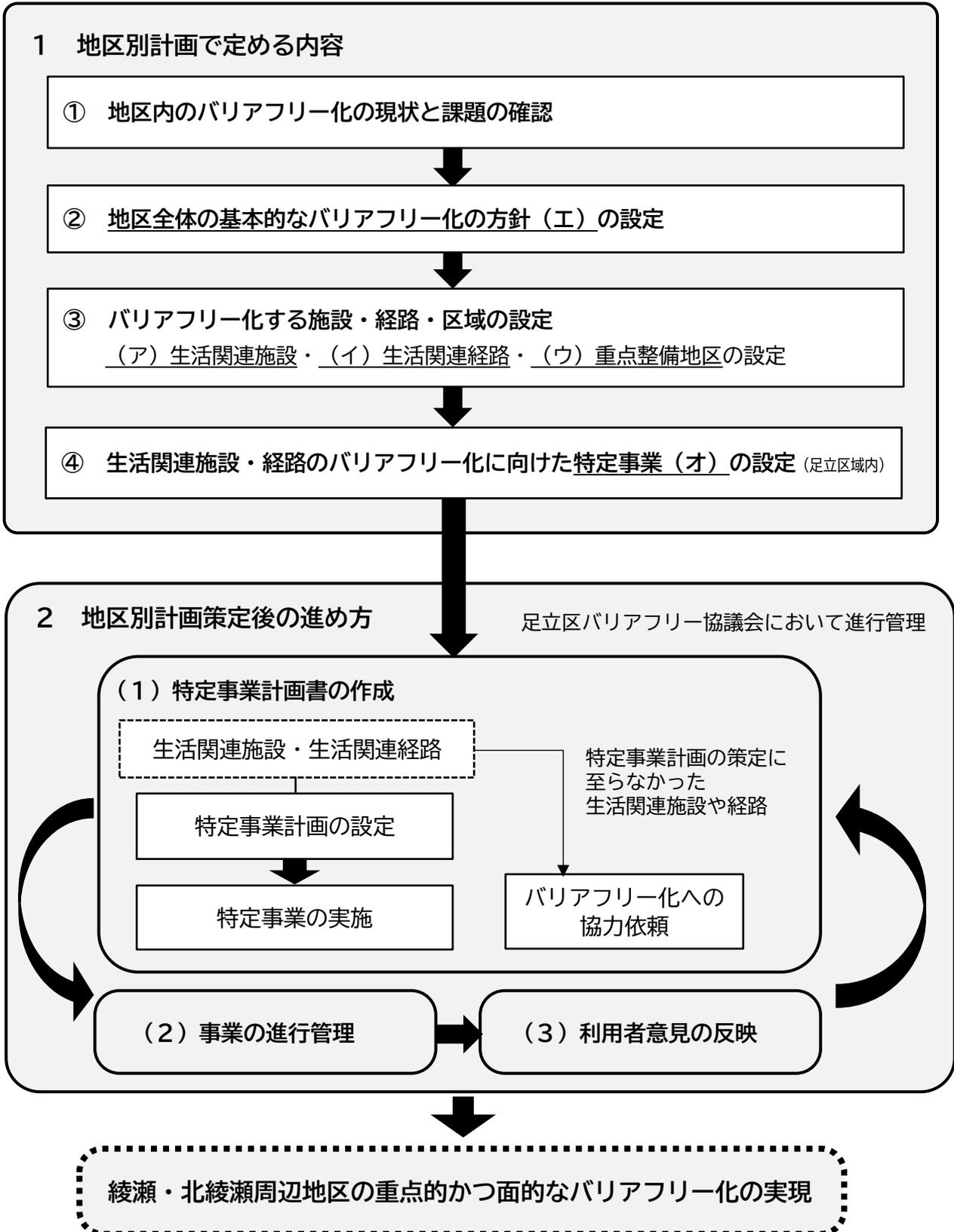
施設のバリアフリー化等のハード面での整備に加え、施設を利用する方々の円滑な移動やコミュニケーションを手助けするための知識や技術を、施設の管理者や職員が身につけるために必要な研修など、施設管理者の接遇や介助水準向上を目指したソフト面の対応策も推進する。

■ バリアフリー地区別計画（綾瀬・北綾瀬周辺地区編）の計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度から概ね10年間とします。

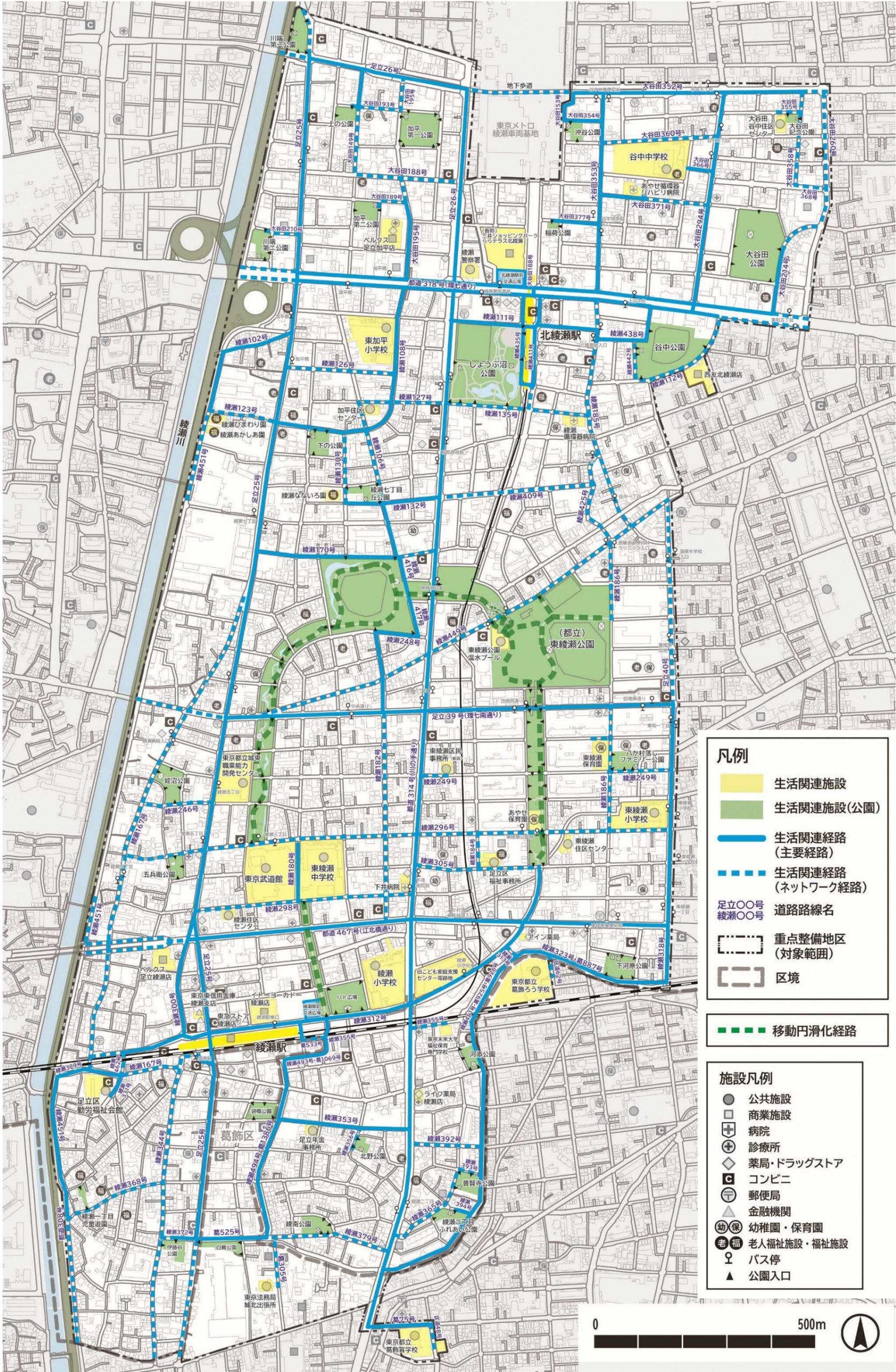
綾瀬・北綾瀬周辺地区におけるバリアフリー化の進め方

本計画で定める内容および本計画策定後のバリアフリー化については、以下の流れに沿って進めます。



綾瀬・北綾瀬周辺地区におけるバリアフリー地区別計画の対象

本計画の生活関連施設、生活関連経路、重点整備地区の区域を以下のように定めます。



この地図は、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT利許第05-121号)

綾瀬・北綾瀬周辺地区における特定事業の設定

綾瀬・北綾瀬周辺地区内のバリアフリー化を進めるため、特定事業を定め、その種類別にバリアフリー化の現状と課題や、それらを解決する取り組み、目標時期の設定を行います。

■ 綾瀬・北綾瀬周辺地区における特定事業の種類

特定事業の種類は、バリアフリー法に基づき、以下のとおり分類します。

- | | | |
|----------------|----------------|-----------|
| 1 公共交通特定事業（鉄道） | 2 公共交通特定事業（バス） | 3 道路特定事業 |
| 4 交通安全特定事業 | 5 公園特定事業 | 6 建築物特定事業 |
| 7 教育啓発特定事業 | | |

■ 綾瀬・北綾瀬周辺地区における特定事業の完了の目標時期

特定事業の完了目標時期は、「短期」「長期」を基本として定めますが、現時点ではバリアフリー化が困難な施設や、実施時期が未確定な施設、既にバリアフリー化されている施設などがあるため、それぞれの事業に応じた目標時期を以下のように定めています。

特定事業の完了の目標時期

短期：短期（おおむね5年以内）での事業完了を目標に実施する事業

長期：短期では事業完了できないが、長期的な取り組みにより事業完了を目指す事業

優先度を考慮して順次：

- (1) バリアフリー化に向けて具体的な計画を策定していない施設
- (2) バリアフリー化が施設の一部にとどまっている施設
- (3) 現行法令でのバリアフリー化は完了しているが、法令改正により更なるバリアフリー化を実施する必要がある施設

1 公共交通特定事業（鉄道）

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に向けた 取り組み	目標時期	
				短期	長期
鉄道駅	鉄道事業者	エレベーター、バリアフリートイレ、視覚障がい者誘導用ブロック、ホームドアが設置されている。	高齢者・障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に移動できるよう、法令等に基づき維持更新を行う。	優先度を考慮して 順次	
				○	○

●整備イメージ写真



エレベーターの設置



ホームドアの設置

●バリアフリー化の主な整備例

- ・駅入口からホームまで、バリアフリー化された経路の確保

2 公共交通特定事業（バス）

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に向けた 取り組み	目標時期	
				短期	長期
バス	バス事業者	多くのバス停で上屋やベンチ、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮し、円滑に乗降できるバス停を整備する。	優先度を考慮して 順次 ○ ○	
			空間が確保できるバス停には、利用状況に合わせ上屋やベンチを設置する。	優先度を考慮して 順次 ○ ○	
		足立区総合交通計画において、バス停やバスの車両に関する利用環境の向上について計画が示されている。	誰もが円滑に乗降できるノンステップバスを順次導入する。	優先度を考慮して 順次 ○ ○	

●整備イメージ写真



上屋やベンチが設置されたバス停



ノンステップバス

●バリアフリー化の主な整備例

- ・バスの乗降をスムーズにする段差のないバス停の整備
- ・上屋やベンチにより安心して待機できるバス停の整備
- ・ノンステップバスの導入

3 道路特定事業

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に向けた 取り組み	目標時期	
				短期	長期
道路	足立区等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備する。	優先度を考慮して 順次 ○	○
		歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保する。	優先度を考慮して 順次 ○	○
		歩道と車道の段差が高く、車椅子やベビーカー等が通行しにくい箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保する。	優先度を考慮して 順次 ○	○
		歩道上の電柱があるため、通行部分が狭くなっている箇所がある。	各種計画に基づき、順次無電柱化を実施する。	優先度を考慮して 順次 ○	○
		視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置する。	優先度を考慮して 順次 ○	○

●バリアフリー化の取り組みイメージ



道路の無電柱化・歩道のセミフラット化



視覚障がい者誘導用ブロックの設置

●バリアフリー化の主な整備例

- ・歩行に十分な幅があり、平坦で歩車道の境界がわかりやすく、段差が少ない歩道
- ・視覚障がい者誘導用シートやブロックの設置

4 交通安全特定事業

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に向けた 取り組み	目標時期	
				短期	長期
重点整備 地区内	東京都公安委員会	交差点等でエスコートゾーンや音響機能付信号などが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック等の設置状況や周辺の交通状況等を勘案し、必要に応じてエスコートゾーンの整備や音響機能付信号機を設置する。	優先度を考慮して 順次 ○	○
		反射材料等を用いた道路標識（交通規制標識）や道路標示を設置し、誰もが安全に通行できる道路とする必要がある。	高輝度な道路標識及び道路標示の設置に関する事業を実施する。	優先度を考慮して 順次 ○	○

●バリアフリー化の取り組みイメージ



音響機能付信号・エスコートゾーンの設置



音響機能付信号

●バリアフリー化の主な整備例

- ・信号機の改良（音響機能等の改修・整備）
- ・道路標識・標示の補修・整備
- ・違法駐車行為防止の指導取締り
- ・横断歩道におけるエスコートゾーンの設置

5 公園特定事業（都市公園）

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に向けた 取り組み	目標時期	
				短期	長期
公園	足立区等	段差や車止めにより誰もが円滑に出入りできない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保する。	優先度を考慮して 順次 ○	○
		園路などに段差、凹凸のある部分があり、車椅子やベビーカー等が通りにくい箇所がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保する。	優先度を考慮して 順次 ○	○
		バリアフリースイレがない。機能を充実させる必要がある。	トイレの適正配置を踏まえ、更新または廃止を検討する。更新する場合、高齢者、障がい児・者等の方が円滑に利用できるよう整備する。	優先度を考慮して 順次 ○	○
		バリアフリースイレの機能を充実させる必要がある。	トイレの建替えの際に、基準等を考慮し、改めて対応をします。	優先度を考慮して 順次 ○	○
		主要な出入口からバリアフリースイレまでの経路に視覚障がい者誘導用シートやブロックがあるとよい。	主な出入口から誰もが利用できるトイレまでの経路等に視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置する。	優先度を考慮して 順次 ○	○

●バリアフリー化の取り組みイメージ



視覚障がい者誘導用シートやブロックの設置



バリアフリースイレの設置

●バリアフリー化の主な整備例

- ・公園の主な出入口からトイレまで視覚障がい者誘導用ブロックが設置された経路
- ・バリアフリースイレの適正配置とその管理

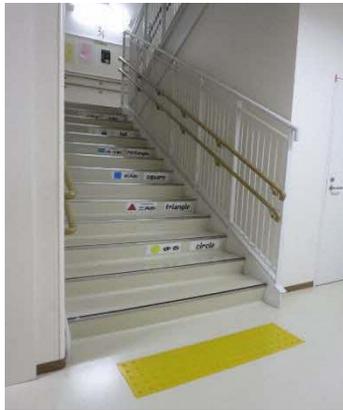
6 建築物特定事業

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に向けた 取り組み	目標時期	
				短期	長期
足立区 施設等	足立区等	建設当時の法令や基準等に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因によりバリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造等を考慮しながら、現在の法令や基準に沿うよう、安全かつ快適に円滑に移動や利用ができる施設を整備する。	優先度を考慮して 順次 ○ ○	

●バリアフリー化の取り組みイメージ



エレベーターの設置



二段手すりの設置



視覚障がい者誘導用ブロックの設置

●バリアフリー化の主な整備例

- ・歩道から建物入口まで視覚障がい者誘導用ブロックが設置された建築物
- ・円滑に建物内外も移動できる施設の整備歩道

7 教育啓発特定事業

事業対象 範囲	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に向けた取 り組み	目標時期	
				短期	長期
重点整備 地区内	足立区 (※)	足立区バリアフリー推進計画に、移動の手助けやコミュニケーション方法に配慮した対応等に対する理解や協力を推進する啓発等について指針が示されている。	事業者及び施設管理者等が、高齢者・障がい者等に対する適切な対応及び必要な介助等を行うための知識や技術の向上を図るため、職員・従業員等の教育の充実を図るよう事業者等に働きかける。	○	○
			区民に対して、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国出身の方等への接し方や支援の方法を学び、理解と協力を深めるよう働きかける。	○	○
		足立区バリアフリー推進計画に、区民一人ひとりの配慮を必要とする「心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの機運の醸成」について指針が示されている。	区民に対して視覚障がい者誘導用シートやブロック、バリアフリースイッチ、障がい者等用の駐車スペースなど、必要としている人が利用できるようにルールを守り、マナーの向上に努めるよう働きかける。	○	○

※足立区のほか、葛飾盲学校、葛飾ろう学校など各学校等の取組と連携し、事業を進めます。

●バリアフリー化の取り組みイメージ



児童へのユニバーサルデザイン講座



ユニバーサルデザイン講演会

足立区バリアフリー地区別計画
(綾瀬・北綾瀬周辺地区編) 素案

概要版

発行年月：令和5年11月

発行：足立区 都市建設部 都市建設課

ユニバーサルデザイン担当課

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

電話 03-3880-5111 (代表)



ユニバーサルデザイン（UD）の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。